

決議

- (二) 團結權ノ確認
- (三) 八時間制實施
- (三) 公休日ニ日給額支給

(以上警視廳)

大坂砲兵工廠職工組織ノ向上會 (會員約四十名) 長八木信一宛十一月初旬三項 (前項記載通り) ノ團結權確認等職工待遇問題ニ関シ小石川若働會ヨリ東西兩砲兵工廠提携ノ上目的ヲ具徹ス可ク賛同シ求メ来リタルニ向上會ニテハ昨今ノ不況時ニ度ニ般職工ノ賃銀低下ノ目下官營工場ハ民間工場ニ比シ待遇優良ナルモノアルヲ以テ職工

例ニ何事不承ナリ今ノ日輕年ナル運動ニ與ミシ難トトナシ自重ノ態度ヲ執リ上京等ノコトヲキ模様ナリ (大坂府)

(二) 熊本市労働者講演會

熊本市ニ於テ組織セル印刷技友會並ニ同市各種労働者ヲ以テ組織セル労正會等共同シ十一月十六日公會堂ニ於テ労働者講演會ヲ開催セリ今スル者兩會員約七十名在詎決議者ヲ滿場異議ナシ可決決ヲ會員ノ演說アリ靜肅ノ裡ニ散會セリ

決議

吾等ニ「ソレント」萬國労働會議ノ決議ノ決議ニ依リ尚一面生理学上八時間労働ヲ理想